

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

米国関税法第 337 条及び米国国際貿易委員会の紹介(前編)

前書き

米国は我が国主要な輸出貿易国の一つである。我が国の企業（特にハイテク産業）は製品を米国へ販売する際、競争業者から、例えば、特許権等知的財産権侵害訴訟を提起され、米国国際貿易委員会（United States International Trade Commission、通称 USITC 又は ITC）より米国関税法第 337 条（以下、「第 337 条」と称する）に基づき、米国への輸入禁止、米国国内での継続販売禁止等の行政処分を受けることはしばしばである。従って、本文は第 337 条内容及び後編で述べる ITC の運営を通じ、国内業者に米国市場に輸出する際、自社の権益を大きく左右する第 337 条について、留意点を紹介する。

一、紹介

第 337 条とは、「1930 年米国関税法第 337 条 (Section 337 of the Tariff Act of 1930)」の通称。現在、米国法典第 19 巻第 1337 条 (19 U.S.C. 第 1337) に制定されている。かかる条文は数次の改正を経て、その規範、目的及び構成要件は：商品所有者、輸入業者又は代理販売業者が商品を①米国国内へ輸入、販売目的のために輸入又は輸入後米国国内で販売されること②米国国内に既に存在し、又は確立されつつある産業であること③米国にて、登録・登記した知的財産権【特許権、著作権、商標権、半導体の回路配置 (mask work)、設計 (the exclusive right in a design) などを含む】の侵害、若しくはその他不公正な競争行為があること。例えば、営業機密の侵害、反トラスト法の違反など。仮に、輸入商品が知的財産権を侵害した又はその他不正競争がある場合、第 337 条の主務機関、即ち ITC に対して調査申し立て (complaint) することができる。多くの調査申し立て案件は輸入業者による知的財産権への侵害であるため、本文は知的財産権への侵害について主に取り上げて説明する。

二、第 337 条に関する重要改正

- (一) 「1988 年総合貿易と競争法」(以下、「1988 総合貿易法」と称する)
(Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988)

本 Newsletter は、法律原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

1. 実質損害証明の取消し

改正前の第 337 条では、知的財産権の損害を受けたと申し立てする場合、要件に満たした実質損害証明¹を提出しなければならない。顧客の減少、生産量の低下、販売量の減少、利益率低下、市場占有率衰退、外国業者の不正競争疑惑、関連業者が段階的・意図的に当該市場へ商品を浸透させ、且つ、外国業者が大量に増産し、計画的に米国市場にて販売する等。前述事項について、実質的な損害証明を提出できない場合、敗訴することが多い。従って、改正後、原告は権利侵害品について米国国内産業に対する影響を証明する必要がなくなり、米国業者の証拠提出責任及び ITC に訴訟を提起する費用を軽減することができるようになった。

2. 国内産業資格認定の緩和^{2&3}

改正前、当該条文の保護対象は現存、且つ、潜在的な発展性のある産業に限られ、主に製造業活動を対象としていた。しかし、その一方、米国国内の非製造業にとっては、どれぐらいの規模にならなければ第 337 条の保護を得られるかについて、ITC と連邦巡回裁判所 (Federal Circuit Courts) とともに明確な判断基準を示すことができなかった。改正後、非製造業活動の国内産業を保護対象にするため、国内産業資格認定の緩和を行った。改正後の「国内産業⁴」に対する定義は下記の通り：

米国国内に設置しているほか、

- (A) 工場及び設備に重要な投資をしているもの
- (B) 労働者を多く雇用し或は資本を投入しているもの
- (C) 知的財産権の開発・利用について、相当程度の投資しているもの。例えば、設計、研究開発又は使用許諾。

以上の項目のうち、(C) は特に知的財産権所有者に対する保護

¹ 「米国関税法第 337 条及び知的財産権の边境保護」 p5、經濟部国際貿易局、最終アクセス日：2014.07.03。

http://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=782&pid=317902&dl_DateRange=all&txt_SD=&xt_ED=&txt_Keyword=&Pageid=0

² 劉明俊、「米国関税法第 337 概論」、IPAMA 知管会、最終アクセス日：2014.07.03。

<http://www.ipama-age.org/news/A20090312.html>。

³ Terry Lynn Clark “THE FUTURE OF PATENT-BASED INVESTGATIONS UNDER SECTION 337 AFTER THE OMNIBUS TRADE AND COMPETITIVENESS ACT OF 1988” p.1183, 1184, 1186、最終アクセス日：2014.07.03。 <http://www.wcl.american.edu/journal/lawrev/38/clark.pdf>

⁴ 19 U.S.C. §1337(a)(3)

本 Newsletter は、法律原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

を重視している。例えば、大学、研究機構などの組織は通常製造活動に参加しないものの、国内製造業者に授権し、その特許の実施を許諾する可能性がある。

3. 産業は効率的且つ経済的に経営 (efficiently and economically operated) 要件を削除した影響⁵

この削除された部分は、1988 総合貿易法改正の中でも、最も争議が少なかった部分である。「効率的及び経済的に経営」という要件は 1930 米国関税法における重要な部分であった。しかし、これまで ITC は原告側にこの要件に満たしていないと判断を下したことがない。実質損害証明提出を取消し、国内産業資格認定の緩和を行った後、更に「効率的及び経済的に経営」要件を削除したことは、第 377 条は従来主に生産関連活動に係ると言う枠組みを取り除いた。関係活動に適用するという固定観念から解放されたことを意味する。つまり、1988 年総合貿易法は米国企業保護強化のため、1930 年米国関税法第 337 条への適用制限をより大幅に緩和したと伺える。

(二) 「1994 年ウルグアイ・ラウンド協定法」(Uruguay Round Agreement Act of 1994)

1. ITC の調査期限制限の取消

1994 年改正前の ITC の調査期限について、一般案件では 1 年とし、複雑な案件では 18 ヶ月としている。改正後、調査期間制限を廃止したものの、ITC は調査実施公布した後、外国業者が調査協力してくれるようより長い調査期間を与えることにより、速やかに実行できる期間内 (at the earliest practicable time) に調査を終えなければならない。また、案件の裁定を加速させるため、ITC は調査開始後 45 日以内、最終裁定 (final determination) の目標期日 (target date) を設定しなければならない。

2. 一般排除命令 (general exclusion order) 制限の増加

改正前、米国税関は ITC の調査結果に基づき、不公正な貿易行為を行った特定国家の商品に対し、排除命令を講じて来た。この行為について、過去においてはしばしば他国家から GATT 原則の無差別原則 (Principle of Nondiscrimination) に反しているとされ

⁵ 注記 3 を参照、p. 1189

本 Newsletter は、法律原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

てきた。

改正後、ITC は係争商品が下記いずれかの事情に符合すると認定した場合、排除命令を行使することができる。

- ・ 同類多数の外国商品が第 337 条を違反した場合
- ・ 商品生産地の識別が困難である場合
- ・ 多国及び多業者の商品が米国知的財産権を侵害する虞がある場合⁶

3. 保証金 (bond) 納付規定の追加⁷

改正後、原告が ITC に対して一時排除命令 (temporary exclusion order)、一時排除措置命令 (temporary cease and desist order) の作成を請求した場合、ITC は条件として保証金の納付を要求する可能性がある。仮に、ITC が作成した最終判決では被告が第 337 条を違反したと認定した場合、保証金は原告に返還される。しかし、逆の場合被告が第 337 条を違反していないと認定された場合、保証金は没収され、被告に交付する。

ITC が一時輸入禁止令を下すまで、被告はその間保証金を納付し、係争商品を米国に輸出することができる。仮に ITC が最終判決で被告は第 337 条を違反していないと認定した場合、保証金は被告に返還される。しかし、被告が第 337 条に違反したと認定された場合、保証金は没収され没収れ、原告に交付される。また、原告、被告が納付すべき保証金金額及び没収に関する規定は ITC より定める。

4. 被告に地方裁判所訴訟を中止する権利を与える

改正前、被告は ITC の調査及び地方裁判所の訴訟を同時に対応する可能性があるため、不利の地位に立たされることが多い。改正後、被告は第 337 条違反の告訴に提起されて ITC の調査を受けている場合、地方裁判所に訴訟の中止を請求することができる。また、被告は ITC に対して反訴 (counterclaim) を提起し、案件を地方裁判所の裁判に移行するよう求めることができる⁸。

⁶ 注記 1 を参照、p. 4

⁷ 19 U.S.C. §1337(e)(1)(2)(4)、(f)(1) & (j)(3)

⁸ 19 U.S.C. §1337(c)

本 Newsletter は、法律原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

三、ITC が第 337 条に違反したと認定した際、ITC は職権に基づき、下記の裁定を下すことができる（没収令を除き）。しかし、関連裁定を下す際、公共衛生及び福祉、米国経済市場における競争状況、米国における類似又は直接競争の商品の生産、米国消費者等多方面要素を考慮した上で、適切な裁定をしなければならない。

(一) 輸入禁止令 (exclusion order) ⁹

輸入禁止令に基づき、ITC より権利侵害の事実があると裁定された商品は米国への輸入を禁止する。また、ITC は財政部長に輸入禁止令の発布を通知しなければならない。財政部長はかかる通知を受けた後、直ちに関係機関（米国税関など）に通達し、権利侵害商品の輸入を禁止しなければならない。

1. 一部輸入禁止令 (limited exclusion order)

権利侵害商品対象（被告）リストされているものから米国国内に輸入することを禁止

2. 全面性輸入禁止令 (general exclusion order)

故意による一部輸入禁止令の回避、又は権利侵害商品の仕入先の識別に困難を防ぐため、すべての権利侵害商品の輸入を禁止する。即ち、輸入禁止の対象は対象（被告）リストとは限らない。

3. 一時輸入禁止令 (temporary exclusion order、通称 TEO)

ITC の調査期間第 337 条に違反する理由の可能性があると認められた場合、ITC は自主的に又は原告の請求に基づき、一時輸入禁止令を作成し、ITC 調査期間内、係争商品の輸入禁止を求めることができる。但し、被告は ITC が定めた原告を損害から保護するに足りる保証金を収めた後、当該係争商品を米国に輸入することができる。保証金に関するその他規定は前述の『保証金 (bond) 納付規定の追加』を参照。

ITC が一時輸入禁止令を下すか否かは、下記四つの要素が挙げられる ¹⁰ :

- (A) 原告が告訴した場合の成功率
- (B) TEO を発布しない場合、米国国内産業への影響
- (C) TEO を発布した場合、被告への影響
- (D) TEO を発布しない場合、公共利益への影響

⁹ 19 U.S.C. §1337(d)、(e)

¹⁰ 注記 1 を参照、p. 3

本 Newsletter は、法律原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

(二) 停止令 (cease and desist order) 及び罰金 (civil penalty) ¹¹

停止令とは、被告に対し、米国国内に於ける権利侵害で起訴され、又は確定した商品について、販売、宣伝などの行為の中止・停止を求めため、原告は ITC に一時停止令の作成を求めることを指す。保証金の納付、没収に関する規定は前述の保証金 (bond) 納付規定の追加を参照。また、ITC は停止令のほか、禁止輸入令も作成することができる。停止令に違反したものは、一日につき最大 10 万ドル又は権利侵害商品が輸入・販売当日における価格の 2 倍の罰金を科することができる。

(三) 没収令 (forfeiture order) ¹²

ITC は輸入禁止令のほか、下記の事情がある場合、没収令を下すことができる。この場合、ITC は財政部長に没収令の発布を通知しなければならない。財政部長は通知を受けた後、当該没収令を執行しなければならない。米国税関は当該没収令に基づき、係争商品の差押え、没収を行うことができる。没収令を下す状況は：

- (A) 商品の所有者、輸入業者、代理販売業者は権利侵害商品を米国に輸入しようとしたことがある場合。
- (B) 権利侵害商品は輸入禁止令によって、かつて米国への輸入拒否されたことがある場合。且つ
- (C) 米国への輸入が禁止された際、財政部長より輸入禁止令の通知書に記載させているにもかかわらず尚も意図的に権利侵害商品を米国へ輸入しようとした場合。また、当該商品が差押え又は没収通知書を受けた場合。

輸入禁止令に記載された商品を輸入しようとした場合、財政部長は速やかにすべての港へ、当該輸入禁止商品を輸入しようとする事情を通達するほか、同時に商品の所有者、輸入業者、代理販売業者に対して前述 (C) 項の通知書を交付し、その副本を ITC に提供しなければならない。

¹¹ 19 U.S.C. §1337(f), (g)(1)

¹² 19 U.S.C. §1337(i)

本 Newsletter は、法律原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

四、ITC が調査終止し、且つ、裁定 (determination) をしない場合¹³

行政判事 (Administrative Law Judge、通称 ALJ) は、当事者が ITC に対して合意令 (consent order) の申請或は和解協議に達した場合、合意令の申請、和解協議は不正競争存在、公共利益に違反しているかの有無について審査することができる。不正競争及び公共利益に違反がない場合、行政判事は調査の終止を決定することができる。当事者が調査の終止に合意することは、調査結果と最終裁定の不確定性挙証コスト及び弁護士費用等関連費用を削減することができるだけでなく、会社が本業に専念することができる。一方、相手方と速やかに和解を達成するため、一定の代価・譲歩を行う、又は短期間内、限られたの情報の下、和解決定を行う必要があるため、和解を提出した方は、訴訟策略上弱いと思われがちのため、今後他の競争業者より第 337 条を手段として攻撃される虞がある。

(一) 当事者が ITC に合意令 (consent order) ¹⁴ の作成を申請する

「合意令」とは、双方当事者が ITC の調査終止を目的とし、特定の行動を講じることに同意することを指す。通常当事者は上訴の権利及び後に当該合意令の有効性に関する挑戦権利を放棄することに相当する。一般的に当事者は合意令の存在は、過失又はその他権利を故意に侵害したと認めたわけでもないと主張することが多い。

合意令が作成された後、ITC は尚も当該合意令の執行に対して管轄権¹⁵を有する。即ち、ITC は合意令の執行に対し、関連執行手続¹⁶を通じて、強制執行の目的に達することができる。例えば、ITC は、停止令の作成を通じて、行政処罰 (罰金)、又は差押え・没収等の方式¹⁷で合意令の執行をサポートすることができる。

(二) 当事者間が和解協議に達する (agreement)

和解協議の内容は一般的に：

当事者間が ITC の調査終止、被告が係争商品の輸入を停止、原告が被告に対する告訴を棄却、被告に対する知的財産権の授権を行う、係争商品の販売時間及び区域に対する制限、又は案件を仲裁に移行することに同意する等が含まれる。

¹³ 注記 8 を参照

¹⁴ 弁護士、〈合意令で訴訟手続を中止することに対する分析〉、科技産業資訊室、最終アクセス日 2014.07.08。 http://cdnet.stpi.narl.org.tw/techroom/pclass/2013/pclass_13_A355.htm

¹⁵ 19 U.S.C. §1337(a)-(c)

¹⁶ 19 C.F.R. §210.75

¹⁷ 19 U.S.C. §1337(i)

本 Newsletter は、法律原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

和解協議を締結した当事者は、審査提供のため、行政判事に協議書を1部提出しなければならない。

結論

第337条違反を理由として告訴を提起され、ITCの調査を受ける必要がある場合、その過程に：応訴是非の決定、答弁意見の提出、原告が暫定的に申請し得る救済処置（一時輸入禁止令、停止令）、被告は保証金の納付を以って、調査中に係わらず米国に販売権利を取得し、証拠調査、公聴会、初歩裁定及び最終裁定などはすべて米国へ輸出しようとする業者の権益に著しい影響を有するため、ITCが調査、裁定作成を行う過程を理解することは重要である。ITCの運営については、後編にて詳しく紹介する。



本 Newsletter は、法律原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。